

宝くじ助成事業で コミュニティセンターを建設

南群区にコミュニティセンターが整備されました。

これは、コミュニティ助成事業により整備されたもので、コミュニティの健全な発展を図ることを目的としています。

コミュニティ助成事業は、宝くじ普及広報事業費を財源として財団法人自治総合センターが助成を行うもので、今後の南群自治会のますますの活性化が期待されます。



整備されたコミュニティセンター

男女共同参画まちづくり講座 「行列ができる女と男の あり方コンサート」

12月19日、御代志市民センターで、合志市出身の演歌歌手松島みず代さんの語りと歌による講座が開催されました。ことぶき大学と共催で行われ、約260人が参加。松島さんは、歌をまじえながら体験談などを語りました。



松島さん(写真左)と懇話会副会長野口さん(写真右)による対談

また、男女共同参画推進懇話会委員による「男女共同参画ズンドコ節」パントマイムも披露され、会場は笑い声に包まれました。

みんなで考えよう! 人権 第1回人権フェスティバル

12月9日、「第58回人権週間」に合わせ「第1回合志市人権フェスティバル」がヴィーブルで開かれました。

リズム幼稚園園児による合唱をオープニングに、西合志中学生徒が戦争について感じたことを劇で発表。その後、坂本義喜さん(熊本市)が自らの仕事を通して命の大切さを学んだという報告があり、参加者は熱心に耳を傾けていました。



たくさんの参加がありました

5年連続 金賞！ 第50回器楽合奏コンクール

団 体 西合志南小オーケストラ部
と き 10月28日
ところ 県立劇場

全国誌で高く評価されているオーケストラ部の子どもたち。豊かに表現するため魂をこめて演奏しています。



豊かな表現力が魅力

償却資産とは？



土地・家屋・償却資産を総称して「固定資産」といいます。「償却資産」は、会社や個人で工場・商店・農業などを営んでいる人が、その事業のために所有している構築物・機械、装置・器具および備品などをいいます。「償却資産」の所有者は、毎年1月1日現在所有している償却資産について1月31日までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません。(地方税法第383条)

業種別の主な償却資産

業 種	内 容
農・畜産業	ビニールハウス、田植機、脱穀機、水田ハロー、管理機、タバコ収穫機、コンベアー、コンバイン、芋掘り機、サイロ、ハーベスター、ミルカー、コーンプランター、消毒装置、牛舎マットなど
不 動 産 (賃貸)業	アスファルト舗装、看板、外構工事、駐輪場、立体駐車場(ターンテーブル)、フェンス、街灯、白線工事、車止め、庭園工事、受変電設備、屋外に敷設されたガス・上下水道埋設管、門、集合郵便受け、ゴミ置場など
製 造 業	工場敷地内のアスファルト舗装、外構工事、フェンス、街灯、庭園工事、緑化施設、製造用設備・機械、受変電設備など
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなどの大型特殊自動車、旋盤、プレス機、溶接機、切削工具、その他の建設工業設備、足場材など
卸売・小売業	陳列台、ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、スポットライト工事、金庫、看板など
飲 食 業	家具、厨房設備・用品、冷凍冷蔵庫、照明設備、カラオケ、ネオンサインなど
理容・美容業	理容・美容器具、イス、サインポール、洗面設備、消毒殺菌機など
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、歯科診療ユニット、手術機器、ファイバースコープなど)、給食用厨房器具など
共 通	パソコン、コピー機、電話機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、内装・内部造作等、看板(広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン等)、自動販売機、駐車場・構内の舗装路面など

以下の資産は申告の対象となりません。

- 耐用年数が1年未満の資産
 - 取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの
 - 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの(一括償却資産)
 - 無形減価償却資産(鉱業権、営業権、ソフトウェアなど)
 - 自動車税および軽自動車税の対象となるもの。「家屋」として固定資産税が課税されているもの。
- ※1・2の場合でも、個別の資産ごとの耐用年数により、通常の減価償却を行っているものは申告の対象となります。

☆申告書類は12月に送付していますが、申告用紙が届かなかった人、見当たらない人、必要な人はお送りしますのでご連絡ください。

☆正当な理由なく申告しない場合、または虚偽の申告をすると地方税法により罰則規定の適用を受けることがありますので、必ず期限内に正しい申告をしてください。

※市ホームページ(<http://www.city.koshi.lg.jp/>)にも掲載していますのでご参照ください。償却資産についての資料は税務課(合志庁舎)に用意してあります。必要な人はご活用ください。

申告期限は、1月31日(水)までです

問い合わせ先 税務課固定資産係(合志庁舎)
☎(24)811114

平成19年度償却資産の申告をお忘れなく